



2025年5月23日

各位

会社名：株式会社アクアライン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長：大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問合せ先：取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2025年3月4日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び2025年3月14日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する42,060千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりました。

2025年5月22日に、金融庁より、納付すべき課徴金の額を42,060千円及び納付期限を2025年7月22日とする旨の2025年5月21日付の課徴金納付命令決定書の謄本及び納付告知書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、当該納付命令及び納付告知に従い、速やかに課徴金を国庫に納付いたします。

なお、当社は、2025年2月期第4四半期連結会計期間で当該課徴金相当額である42,060千円を課徴金引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上